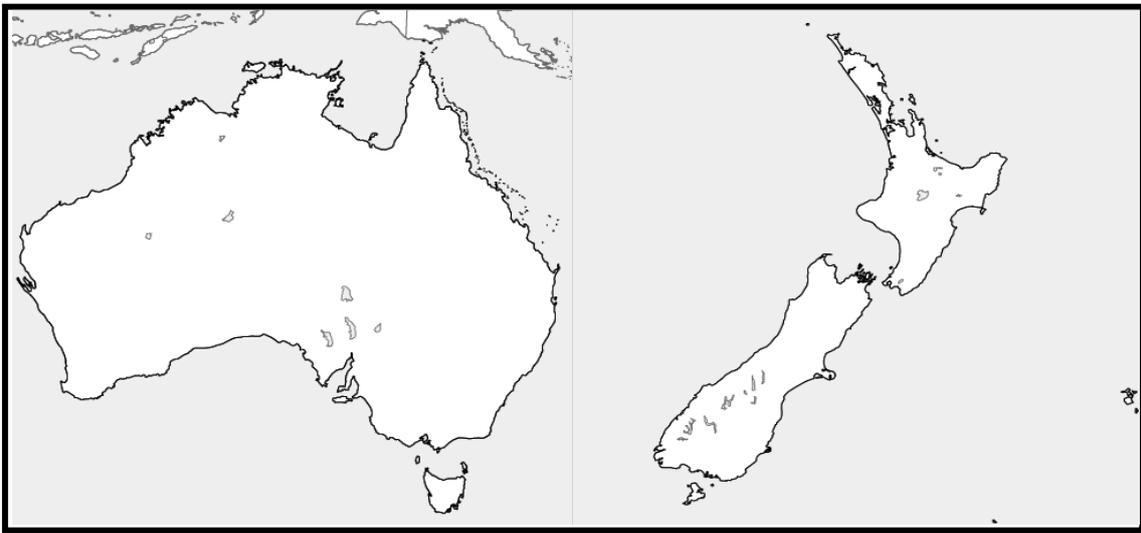


第28回海外安全対策会議

～ オーストラリア・ニュージーランドセミナー ～

The 28th Seminar for overseas Japanese
companies on security measures

～ Australia・New Zealand Seminar ～



主催 公益財団法人公共政策調査会
全国暴力追放運動推進センター

後援 警 察 庁
外 務 省
全豪日本商工会議所連合会
オークランド日本経済懇談会（二水会）
ウェリントン日本商工会
カンタベリ日本商工会
一般財団法人保安通信協会
一般社団法人海外邦人安全協会
公益財団法人日工組社会安全研究財団

■ ご挨拶

公益財団法人 公共政策調査会

理事長 米田 壯

この度、全国暴力追放運動推進センターとの共催で、「第 28 回海外安全対策会議～ オーストラリア・ニュージーランドセミナー ～」を開催させていただきました。新型コロナウイルス感染症をめぐる状況にかんがみ、今回は、オンラインで行うこととしましたが、在オーストラリア、在ニュージーランドの日本企業の皆様、大使はじめ大使館の皆様、国内各機関の安全対策担当の皆様など多くの方々にご参加いただきました。厚く御礼申し上げます。

今日、世界は100年前のスペイン風邪以来の未曾有の感染症の危機に直面しており、未だに終息の兆しが見えない状況にあります。2019年12月に中国・湖北省武漢において初めて新型コロナウイルスが検出されて以降、世界各国に感染が拡大し、海外で事業を展開する企業の皆様は大変な影響を受けておられることと存じます。いまや感染症対策は、企業の皆様の最大の関心事と言っても過言ではなく、海外における安全対策の主要テーマの一つに位置付けられるべきものになりました。

国際テロに目を向けますと、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、2019年4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件など、邦人や日本の関連施設がテロの標的となる事案が現実が発生しており、今後も邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念されます。中でも、いわゆる一匹狼（ローンウルフ）による、身近にある刃物、自動車等を利用し、不特定多数の人々が集まるソフトターゲットを標的とする形態のテロは依然として多発しており、警戒が必要です。

一方、サイバー空間における脅威も非常に大きくなっています。近年、特に注目されるのは、防御力の高い本社を直接攻撃するのではなく、海外子会社や海外取引先のシステムを踏み台として、日本国内の本社のシステムに侵入する、非常に高度なサイバーエスピオナージです。また、働き方が変わりリモートワークが定着する中で、クラウドへの不正アクセス、VPNの脆弱性を突いた攻撃、悪意の内部者による情報持ち出しなども発生しています。巧妙さ、執拗さを増すサイバー攻撃への対処には、防御だけではなく、侵入されることを前提とした素早い検知と対処、そして被害をできる限り少なくし企業活動を早期に正常化する力、レジリエンスが非常に重要になっています。

また、暴力団や反社会的勢力は、改正暴力団対策法や全国で制定されている暴力団排除条例による規制の強化、社会を挙げての暴力団排除活動等によって、国内では勢力が減少しつつありますが、暴力団の活動の矛先が海外に向けられている実態もあり、日本企業の在外拠点や在留邦人は、引き続き多様な脅威にさらされています。

本年(2021年)は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が7月より開催される予定

ですが、過去の大会でもテロが発生しており、東京大会においても国内はもとより海外の在留邦人へのテロの脅威が高まることが予想されます。また、近年のオリンピック・パラリンピックは、大規模なサイバー攻撃によって円滑な大会運営が阻害される脅威にもさらされています。2012年英国・ロンドン大会では、メインスタジアムの電源供給機能を狙われた可能性があり、2018年韓国・平昌大会では大会運営を支えるITシステムが攻撃を受け、開会式中に公式ウェブサイトが一時停止するなどの被害が引き起こされました。

このような脅威に対して、各企業は様々な対策に取り組んでこられましたが、在外拠点の場合、国内と比較すると、安全対策に関する十分な情報や対応ノウハウを持った担当者が必ずしも多くはないのが実情ではないでしょうか。このため、公共政策調査会と全国暴力追放運動推進センターは、1993年以来、毎年1回海外において日系企業の駐在員の皆様等を対象に「海外安全対策会議」を開催してまいりました。

御地オーストラリアにおいては、近年小規模なグループや個人によるテロ、その摘発事案などが相次いで発生しています。また、サイバー空間の脅威も深刻であり、昨年6月、モリソン首相は、政府や公的機関が国家による高度なサイバー攻撃を受けていることを明らかにしました。御地ニュージーランドにおいては、2019年3月15日にクライストチャーチにあるモスク2カ所で男が銃を乱射し、イスラム系移民ら51名が死亡、49名が負傷するテロ事件が起きました。また、2020年8月には、(NZ)証券取引所がサイバー攻撃(DDoS攻撃)を受け、4日間連続で取引を一時中断する事態に追い込まれました。

以上のような情勢の下で開催した本セミナーが、日系企業とその駐在員など、在留邦人の皆様が、今後とも安全に企業活動を展開し、平穩に生活していただくための一助となれば幸いです。

結びに、本セミナーの開催にあたって多大な御協力を賜りました警察庁、外務省、全豪日本商工会議所連合会、オークランド日本経済懇談会(二水会)、ウェリントン日本商工会、カンタベリー日本商工会、一般財団法人保安通信協会、一般社団法人海外邦人安全協会及び公益財団法人日工組社会安全研究財団に対しまして、主催者を代表して心から感謝申し上げます。あわせてご列席の皆様のご健勝を祈念して、挨拶とさせていただきます。

第28回海外安全対策会議(オンライン開催)

～ オーストラリア・ニュージーランドセミナー ～

The 28th Seminar for overseas Japanese
companies on security measures
～ Australia・New Zealand Seminar ～

◆開催日時

2021年2月2日(火)
11:00～15:00〔日本時間〕
※ブリスベン時間 12:00～16:00
※キャンベラ、シドニー時間 13:00～17:00
※ニュージーランド時間 15:00～19:00

◆開催方法

オンライン形式

◆主 催

公益財団法人公共政策調査会
全国暴力追放運動推進センター

◆後 援

警察庁
外務省
全豪日本商工会議所連合会
オークランド日本経済懇談会(二水会)
ウェリントン日本商工会
カンタベリー日本商工会
一般財団法人保安通信協会
一般社団法人海外邦人安全協会
公益財団法人日工組社会安全研究財団

■開催スケジュール

2021年2月2日(火)

※ブリスベン時間は+1時間、キャンベラ、シドニー時間は+2時間、
ニュージーランド時間は+4時間になります。

〔日本時間〕

11:00 開会

11:00～11:20 挨拶

公益財団法人公共政策調査会理事長	米田 壯
在オーストラリア日本国大使館特命全権大使	山上 信吾 氏
在ニュージーランド日本国大使館特命全権大使	伊藤 康一 氏
全豪日本商工会議所連合会会長	毛利 具仁 氏

11:20～11:50 特別講演

「新型コロナウイルス感染症対策を医療危機対策としてとらえる」
神奈川県健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策統括官
(藤沢市民病院副院長) 阿南 英明 氏

11:50～14:55 パネルディスカッション(途中10分間の休憩時間を含む)

パネリスト

株式会社共同通信デジタル執行役員リスク対策総合研究所長	小島 俊郎 氏
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム情報官	岩田 康弘 氏
警察庁長官官房調査官	中山 卓映 氏
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団排除対策官	井草 俊之 氏
外務省領事局邦人テロ対策室長	石丸 淳 氏
在オーストラリア日本国大使館参事官	谷 直哉 氏
在ニュージーランド日本国大使館二等書記官兼警備対策官	松田 博幸 氏

コーディネーター

公益財団法人公共政策調査会研究センター長	板橋 功
----------------------	------

14:55～15:00 終わりに

全国暴力追放運動推進センター専務理事	田中 法昌
--------------------	-------

■ パネルディスカッション

『海外安全対策会議の変遷』と『本パネルディスカッションの概要』

コーディネーター

公益財団法人 公共政策調査会

研究センター長 板橋 功

I 海外安全対策会議の変遷

1 海外安全対策会議の背景

- 1986年 公共政策調査会発足 「海外安全対策」主要研究テーマの一つに
- 1987年 「海外進出企業の安全対策に関する調査研究」を開始
- 1992年3月 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴力団対策法）施行
- 1992年12月 「全国暴力追放運動推進センター」発足（指定）
- 海外での事件・事故の続発
- 若王子支店長誘拐事件を契機に
- 相次ぐ東南アジア、中南米での邦人誘拐事件
- テロ組織等の日本企業のターゲット化（革命税や身代金）
- 暴力団対策法施行に伴う反社会的勢力の海外進出への懸念
- 冷戦構造の崩壊に伴うテロ組織と犯罪組織のリンケージの懸念

2 海外安全対策会議の目的

- 海外在留邦人（特に、海外展開企業及び駐在員）の安全対策の普及・啓蒙（テロ、誘拐、クーデター、暴動などの重大事案を中心に）
- 暴力団対策法施行に伴う反社会的勢力の海外進出に備え、反社会的勢力対策の普及啓蒙及び国際化する組織犯罪への対応・対策
- サイバー攻撃・犯罪の動向とサイバーセキュリティ対策
- 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等の感染症対策
- 海外における日本企業の安全対策、危機管理能力の向上

3 海外安全対策会議の開催地

- | | |
|----------------|------------------|
| 第1回 バンコク（1993） | クアラルンプール（1996） |
| 第2回 マニラ（1994） | 第5回 マニラ（1997） |
| 第3回 香港（1995） | 第6回 シドニー（1998） |
| 第4回 ジャカルタ・ | 第7回 ニューヨーク（1999） |

- | | | | |
|------|-----------------|------|----------------|
| 第8回 | メキシコシティ (2000) | 第18回 | ジャカルタ (2010) |
| 第9回 | フランクフルト (2001) | 第19回 | ニューヨーク (2011) |
| 第10回 | ロサンゼルス (2002) | 第20回 | マニラ (2012) |
| 第11回 | ロンドン (2003) | 第21回 | フランクフルト (2013) |
| 第12回 | ジャカルタ (2004) | 第22回 | ドバイ (2014) |
| 第13回 | マニラ (2005) | 第23回 | ニューデリー (2015) |
| 第14回 | ニューデリー (2006) | 第24回 | ロンドン (2016) |
| 第15回 | サンフランシスコ (2007) | 第25回 | バンコク (2017) |
| 第16回 | 香港 (2008) | 第26回 | パリ (2018) |
| 第17回 | パリ (2009) | 第27回 | ジャカルタ (2019) |

II パネルディスカッションの概要

1 海外における日本企業の安全対策

- ・海外における企業の安全対策・危機管理
- ・情報収集と分析
- ・本社と現地の役割

2 国際テロの現状と邦人の安全対策

- ・最近の国際テロ情勢
- ・アル・カイダ、IS (自称「イスラム国」)
- ・オーストラリア、ニュージーランドにおけるテロ情勢と対策
- ・オセアニア諸国等におけるテロ情勢と対策

3 日本の暴力団情勢と海外における暴力団対策

- ・暴力団等の反社会的勢力の海外展開
- ・暴力団等の反社会的勢力対策

4 サイバー犯罪の動向とサイバー・セキュリティ

- ・海外安全対策の一つとしてのサイバー・セキュリティ
- ・サイバー攻撃 (サイバーテロ、制御系への攻撃、サイバーエスピオナーズ)
- ・情報漏洩 (知的財産、顧客情報等)

5 感染症対策

- ・新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症対策

■パネリスト発言要旨

『企業の危機管理について』

(株) 共同通信デジタル 執行役員 リスク総研 所長

(一社) 海外邦人安全協会 副会長

新東工業(株) 監査役

小島 俊郎

企業統治 (Corporate Governance) 改革の元年と言われた 2015 年から 5 年余りが経過する中、日本の有力な企業が社会の耳目を集めるような事案に関わるケースが目立ち、企業の存続に関わるくらい深刻なケースも珍しくありません。世界を俯瞰しても企業を取り巻く環境はさまざまな分野で難しくなるばかりであり、企業はこれまで以上に危機管理の能力を高める必要があると思います。

企業危機管理では 2002 年に米国企業改革法 (SOX 法) が上院で可決して以来、企業経営の改革が加速して日本でも法制面の整備が進みました。2006 年 5 月の新会社法の施行、同年 6 月の日本版企業改革法 (J-SOX) の制定、2007 年 3 月期決算で米国企業改革法の全面適用が始まり、2008 会計年度から J-SOX が本格導入されました。そして 911 テロを契機に BCP が注目され、311 大震災などを背景に ISO 規格も整備されました。

このように 21 世紀を迎えて企業の危機管理は不可欠で重要な取り組みとして定着しています。企業は、社会的責任 (CSR) に軸足を置きながら企業統治、内部統制 (Internal Control)、法令順守 (Compliance) を 3 本柱に危機管理を推進していますが、現代社会では円滑な事業活動や健全な発展を妨げるものは全て企業のリスクと認識して、あらゆるステークホルダーが納得してくれる危機管理の実現に努めなければいけません。

企業はいま、ESG (Environment Social Governance) を念頭に SDGs (Sustainable Development Goals) を推進することも課題としていますが、現実に COVID-19 のような感染症やサイバー攻撃、自然災害など深刻な脅威が間断なく突きつけられています。IS やアルカイダがコロナ禍のスキを突くテロを呼び掛けているという情報もあります。安心安全を中心に多様なリスクについて企業は危機管理にどのように取り組むべきかを考えてみます。

『国際テロ情勢について』

警察庁警備局外事情報部
国際テロリズム情報官 岩田 康弘

1 AQ及びISILの現状

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件から19年の年月が経ちました。この19年間で、同事件を実行したイスラム過激組織AQ（アル・カーイダ）は、米国の作戦により、指導者オサマ・ビンラディンが死亡し、多くのAQ幹部が殺害又は捕捉されましたが、中央組織は健在であり、世界各地において、関連組織が政府機関等を狙ったテロを行っています。

また、混乱するイラク・シリアにおいて広大な地域を支配したイスラム過激派組織ISIL（いわゆる「イスラム国」）は、諸外国の支援を受けたイラク軍等の攻撃により、2019年3月までに、両国の支配地域を失い、2019年10月には、米国の作戦により、指導者アブー・バクル・アル・バグダーディが死亡しましたが、ISILは直ぐに後継者を発表し、世界各地の紛争地域において、ISILの「州」として忠誠を誓う関連組織がテロを行っています。

2 AQ及びISILによるテロの脅威

AQやISILによるテロの脅威は、AQやISILの関連組織が所在する特定の地域に限られたものではありません。ISILがイラク・シリアの支配地域を失ったことにより、戦闘に参加していた外国人戦闘員（FTF）やその家族の多くが同地を離れているとされ、母国や第三国に渡航してテロを行うことが懸念されます。

また、AQは、これまでオンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼びかけてきたほか、ISILも、インターネットを活用し、欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いるよう呼びかけています。こうしたプロパガンダに影響されて過激化し、自国や欧米諸国等の検疫を狙ってテロを行う、ホーム・グロウン・テロリストによるテロも懸念されます。

新型コロナウイルス感染症が世界的なパンデミックとなり、各国が感染対策として、渡航制限や大都市のロックダウンを行う中においても、AQやISILは、新型コロナウイルスの大流行を「神の与えた試練」などと主張し、テロの継続を呼びかけており、こうしたテロの懸念は継続しています。

3 我が国を標的とするテロの脅威

邦人や我が国の権益にとっても、テロの脅威は現実のものとなっています。過去数年を振り返りましても、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件（邦人10人を含む40人が死亡）、2015年3月のチュニジアにおけるテロ事件（邦人3人を含む22人が死亡）、2016年7月のバングラデシュ・ダッカにおける襲撃事件（邦人7人を含む20人が死亡）、2019年4月のスリランカにおける連続爆破テロ事件（邦人1人を含む258人以上が死亡）など、邦人や我が国の権益が被害を受けた事案が現実には発生しています。特に、ISILは、オンライン機関誌等において、邦人や我が国をテロの標的として繰り返し名指しており、その過激思想に影響を受けた者によるテロの可能性を否定できません。

4 テロ対策

テロの脅威が国境を越えて拡散する現状において、テロ対策を推進するためには、世界各国の協力が必要不可欠です。警察庁では、テロを未然に防止するため、日ごろから各国の治安情報機関等と協力関係を構築し、テロ関連情報の収集・分析を行っているほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）と国際テロ対策セミナーを共催し、世界各国の実務者レベルの担当者に対してテロ対策に関するノウハウの提供を行うなど、各国と連携したテロ対策に取り組んでおり、世界各国では、テロを未然に防止したケースも見られます。

しかしながら、ISILが、インターネットを活用し、テロの準備行為が露見しにくい、刃物、車両等を用いたテロを広く呼びかける戦略をとるなど、どの国においても、テロの脅威をゼロにすることは困難とされています。

本セミナーを通じ、海外でご活躍されている皆様一人一人が、現下のテロ情勢に改めて関心を持っていただき、テロに遭う危険性を下げる行動をとっていただくきっかけとなれば幸いです。

『企業におけるサイバーセキュリティ対策』

警察庁長官官房調査官

中山 卓映

1 はじめに

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、家電、自動車、医療機器、産業機械などあらゆるモノがインターネットにつながる IoT（IoT：Internet of Things、モノのインターネット）が進展する中で、サイバー空間と実空間の一体化がますます進み、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっています。

他方、サイバー犯罪が引き続き多発しており、不正アクセス禁止法違反事件やコンピュータ・ウイルスに関する罪、偽サイト詐欺といった犯罪が発生しています。また、サイバーテロやサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が世界的規模で発生するなど、サイバー空間における脅威情勢は、依然、厳しい状況にあります。

2 サイバー空間における脅威情勢

令和2年(2020年)の特筆すべき点として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、サイバー空間においても、新型コロナウイルス感染症の発生に乗じたものを含め、サイバー攻撃やサイバー犯罪が国内外において発生している状況にあります。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関連した特徴的なサイバー攻撃

新型コロナウイルス感染症に関連した特徴的なサイバー攻撃として、国外で医療機関や研究機関等に対する攻撃が確認されています。これらの攻撃における攻撃者の意図は必ずしも明らかではありませんが、医療機関、研究機関の研究状況の把握や、研究成果の窃取などを目的としている可能性が考えられます。

また、日本国内においても、新型コロナウイルス感染症の発生に乗じたとみられる、サイバー空間上の不正な活動を把握しています。

具体的には、①実在する保健所を語り添付ファイルを開くよう誘導するメールが送信される、②インターネットのショッピングサイトでマスクを注文して、指定された口座にお金を振り込んだが商品が届かず、出品者とも連絡がつかない、③取引先を語る者から「新型コロナウイルス感染症の影響により、いつもの銀行が利用できないため、別の口座に代金を振り込んでほしい。」とメールで依頼があり、虚偽の口座に代金を振り込んでしまった、などの事例が確認されています。

(2) 業務環境の変化が与える影響

さらに、各企業においては、テレワーク等を活用し、感染症対策を推進されているかと思いますが、こうした業務の変化に伴い、サーバへの遠隔接続サービス、VPNサービス、オンライン会議システムのぜい弱性が明らかになっており、これらぜい弱性を悪用したとみられる事例も確認されています。一部の事業者では、在宅勤務を実施するのに十分なセキュリティ上の措置が講じられていないシステムや端末が用いられる、システム監視の体制がぜい弱となり、サイバー攻撃の被害の対応が遅れるなどの状況が生じているものと考えられます。

これらサイバー空間上の脅威に対して、警察では、犯罪手口、ウェブ会議システムのぜい弱性に関する注意喚起等を実施しております。

3 サイバー犯罪・サイバー攻撃の手口

現在、日本国内のインターネットユーザが被害に遭っており、また世界的規模で発生しているサイバー犯罪・サイバー攻撃の代表例としては、次のようなものがあります。

(1) 標的型メール攻撃

標的型メール攻撃は、サイバーインテリジェンスに用いられる代表的な手口です。市販のウィルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付して、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正にプログラムに感染させるなどして、情報を窃取します。

最近の標的型メール攻撃の傾向としては、いわゆる「ばらまき型」のものが継続して多発しており、全体の9割近くを占めています。また、標的型メール攻撃の送信先アドレスについては、インターネット上で公開されていないものが9割近くを占めていることから、攻撃者が対象組織や職員について深く調査し、「ダークウェブ」からも情報収集するなどして、周到な準備を行った上で攻撃を実施していることがうかがわれます。

(2) ビジネスメール詐欺

ビジネスメール詐欺 (Business Email Compromise: BEC) とは、海外の取引先や自社の経営者層等になりすまして、偽の電子メールを送って入金を促す詐欺のことです。世界中で大きな被害をもたらしており、日本国内においても被害が確認されています。

基本的な手口は、海外との取引を行う企業に対して、その企業の幹部や取引先になりすましたメールを送信し、取引代金等名下に海外口座に振込送金させるものであり、例えば、「仕入先の振込先金融機関口座が今月から変更になった」、「極秘プロジェクトがあるので、すぐにこの口座に送金してほしい」などと偽のメールを送りつけるものです。国をまたいで敢行され、被害額が高額になる傾向がみられ、日本企業に対する脅威にもなっています。

4 警察の対応

サイバー犯罪・サイバー攻撃が多発し、その手口が巧妙化・多様化する中、被害防止対策の重要性が高まっています。

このようなサイバー情勢等を踏まえ、警察では、重要インフラ事業者等とのサイバー攻撃の発生を想定した訓練や、サイバー攻撃事案で使用されたC 2サーバの機能停止措置等の被害防止対策を実施しているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策や、情報技術解析能力をはじめとする対処能力の向上、脅威の実態把握、被害防止能力の向上、これらの実現のための人材育成、産学官連携等、サイバーセキュリティ確保のための施策を推進することとしています。

『最近の暴力団情勢と暴力団対策』

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
暴力団排除対策官 井草 俊之

1 暴力団情勢と対策

平成27年8月に日本最大の指定暴力団である六代目山口組が分裂し、神戸山口組が結成されて両団体が対立抗争の状態にある中、平成29年4月、神戸山口組の傘下組織の一部が任侠団体山口組（その後、絆會に改称）の結成を表明して神戸山口組が内部対立状態となりました。現在、これらの団体は対立状態にあり、令和元年10月には、六代目山口組傘下組織の組員が神戸山口組傘下組織の組員2名を射殺する事件が、令和2年5月には六代目山口組傘下組織幹部が神戸山口組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射して負傷させる事件が発生するなど、暴力団情勢は予断を許さない状況にあります。

平成28年3月に六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にあると判断して以降、警察庁及び関係都道府県に両団体に対する集中取締本部を設置して、全国警察を挙げて対立抗争事件の続発防止と両団体の弱体化を目的とした集中取締りを実施するとともに、市民生活の安全確保に向け、警戒活動の徹底を図っています。

また、これらの活動に加え、本セミナーの主催者である全国暴力追放運動推進センターを始め各都道府県の暴力追放運動推進センター等と緊密に連携しながら、暴力団事務所の撤去訴訟、暴力団の違法・不法行為に対する損害賠償請求訴訟等の暴力団排除活動の支援を行っているところです。

2 暴力団構成員等の推移と暴力団犯罪の検挙状況

暴力団構成員及び準構成員等の数は、平成17年以降減少しており、令和元年末現在で28,200人（うち、暴力団構成員は14,400人、準構成員等は13,800人）と、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しました。

また、主要団体である六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会の占める割合は7割を超えていますが、全暴力団構成員等の半数弱を占めていた六代目山口組が分裂して以降、一極集中の状態に変化が生じています。

近年、暴力団構成員等の減少に伴って検挙人員も減少傾向にありますが、令和元年には14,281人の暴力団構成員等を検挙し、その内訳は、多い順に覚せい剤取締法違反3,593人、傷害1,823人、詐欺1,448人、窃盗1,434人、恐喝636人等となっています。

3 暴力団の資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要、強盗、窃盗等のほか、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っています。近年では、金地金の密輸事犯等、規制や制度等の間隙を突いた「表に出にくく、利益率の高い」新たな資金獲得犯罪が出現しているほか、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収といった伝統的な資金獲得犯罪も、依然として暴力団の有力な資金源となっています。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法違反等の資金獲得犯罪を敢行しています。

4 暴力団の国際的動向

毎年、相当数の暴力団構成員等が海外渡航しているものとみられますが、暴力団は、警察による厳しい取締りや官民連携による暴力団排除活動を受け、活動の矛先を海外に向けている実態も認められます。

近年の例を挙げますと、プライベートジェット機を用いてマカオから112キロの金塊（約4億8千万円相当）を日本に密輸入しようとした稲川会系組幹部ら7名を逮捕したケースや、日本から国際手配中の五代目工藤會系組幹部が、韓国において拳銃1丁と覚醒剤約1キロを所持していたことから、韓国警察に逮捕されたケースなどがあります。

5 おわりに

警察では、あらゆる法令を活用した「暴力団犯罪の取締り」、暴力団員による暴力的要求行為等に対する中止命令の発出等の「暴力団対策法の運用」、暴力追放運動推進センター、弁護士会、国・地方公共団体及び関係業界等と連携した「暴力団排除活動の推進」を三本柱として暴力団対策を推進しており、令和元年中には、101組織の暴力団が解散、壊滅しています。

皆様におかれましては、本セミナーを契機に「国内・海外問わず、暴力団が不当な資金獲得活動をすることは絶対に許さない。」という認識を共有いただき、今後とも「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」との心構えを忘れず、実践していただければ幸いです。

『海外における日本企業の安全対策』

外務省領事局邦人テロ対策室長

石丸 淳

1 はじめに

新型コロナウイルスの世界的な蔓延の勢いは、残念ながら本年になっても収まる傾向が見られません。現在のところ、豪州やニュージーランドにおける感染拡大は、当局の努力等により抑えられているようですが、変異種の感染が確認される等、引き続き注意を怠ることはできません。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済格差や社会不安が生み出されることで、治安が悪化することも懸念されます。在留邦人に対するヘイトクライムや、コロナに便乗した詐欺事件も複数の国で報告されており、こうした事件に巻き込まれないよう注意を払っていただく必要があります。

本日の「海外安全対策会議」が、with-コロナ時代の日本企業の安全対策について皆様に再検討いただくきっかけとなれば幸いです。

2 新型コロナウイルス感染症時代の企業の対策について

外務省が集計している2019年海外邦人援護統計によれば、オセアニア地域での日本人の犯罪被害としては、窃盗（65%）、詐欺（21%）が多くを占めており、この傾向に大きな変化はないと考えられることから、引き続きこれらへの対策・心構えが必要であることは言を俟ちません。しかしながら、オセアニア地域でもテロの脅威がないとは言えません。2019年3月にニュージーランドのクライストチャーチにおいて銃撃テロ事件が発生し、50名以上が死亡したことは覚えておられると思います。英シンクタンク(Institute for Economics & Peace)が世界全体のテロの趨勢について毎年発表しているGlobal Terrorism Indexという報告書でも、昨年11月発表の2020年版において、北米、西欧、オセアニアで極右勢力による攻撃が2014年以降250%増加していることを懸念材料として警告しています。また、ISIL関連組織の主たる活動が中東・北アフリカよりもサハラ以南のアフリカや南アジアで顕著となっているとしています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は、各国の治安当局のテロ対策にも、リソースの削減等による影響を少なからず与えるとも指摘しています。こうした国際環境の中で、我々には、一般犯罪はもちろん、テロ等に巻き込まれないための安全対策がより一層求められていることを認識いただきたいのです。しかも、新型コロナウイルスに伴う様々な制約の中で、複合的なリスクに適切に対処することが必要となっています。

昨年1月に中国・武漢で、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、武漢発着の全ての公共交通機関の運行が停止され、道路も封鎖されるなど、前例のない厳しい行動制限が課せられたことで、多くの在留邦人が帰国できない状況となったことは皆様の記憶に新しいことと思います。日本政府は、他国に先駆けて5回にわたってチャーター機を武漢に派遣し、現地日本人コミュニティや日本企業の方々との協力も得て、官民一体で前例のない帰国オペレーションを実施しました。この結果、邦人及びその御家族828名の帰国が実現しました。その後も、新型コロナウイルス感染症が急速に世界各地に拡散し、多くの国が国境封鎖や国際線の運航停止、外出禁止といった行動制限等の措置をとったことから、在留邦人が出国できなくなるケースが各地で発生しました。そうした中で、アフリカ正面では、アフリカ15か国の帰国希望者約300名を、旅行代理店や第三国が手配する10個のルートのチャーター便でエチオピア・アディスアベバに集めて、エチオピア航空の定期便や民間チャーター便で帰国していただくという複雑なオペレーションを実施しました。どちらのオペレーションにおいても、外務省は、在外の日本大使館又は総領事館に提出いただいている在留届と各利用者が登録した「たびレジ」の情報に基づき、在留する邦人の特定作業を行ったのですが、登録のない邦人の存在や、既に帰国している邦人が帰国届を提出していないこと等もあって、在留邦人の正確な把握は極めて困難なものでした。

上記は、新型コロナウイルス感染症に関わる邦人保護の例ですが、在留届の提出や「たびレジ」への正確な登録は、こうした邦人保護のみならず、テロやクーデター、大規模自然災害といった緊急事態時に日本大使館・総領事館から送信している領事メールや安否確認作業に直結する極めて重要なものであることを改めて強調しておきたいと思えます。これまでお願いしてまいりましたが、「たびレジ」又は在留届への登録を社員に今一度徹底いただくようお願いいたします。その上で、安全対策という観点からは、最新の感染症情報や様々な脅威情報を外務省HP・在外公館HPから入手いただくようお願いいたします。外務本省・在外公館では、内外の治安当局等と様々な情報の共有をしており、こうした情報に基づいて種々の安全情報を発信していますので、ご活用いただければと思います。

また、外務省では、企業に求められる最低限必要な安全対策について、ゴルゴ13が分かりやすく指南するマニュアルを作成し、電子版や解説動画を外務省HPに掲載しています。現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、感染症とテロ等の複合的なリスクに適切に対処する必要性が生じていることを踏まえ、その必要性及び具体的な確認事項をわかりやすく皆様にお伝えするための新たなエピソードを追加作成中で、今年度中には公開できる見込みです。

すでに多くの企業の皆様は、危機管理のマニュアルをお持ちと思いますが、現下の国際便の制限や入国・行動制限といった条件の中で、これまでどおりの対応ができなくなっている可能性もあります。是非、現在のマニュアルが時宜にかなったものかどうか再検証いただければと思います。

3 まとめ

外務省・在外公館は、在外で活動されている邦人の方々の最大限のサポートに引き続き努めてまいります。他方で、有事の発生時に、現下の様々な制約により迅速な支援が困難になる可能性も否定できません。こういうときだからこそ、官民が連携して、緊急時に効果的な対応ができるような態勢を整えておきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本安全対策会議を通じて、様々な専門家の方々から最近の情勢や安全対策にかかる情報を入手していただき、皆様やご家族、友人、同僚の皆様の身を守ることに繋げていただければと存じます。

『「豊かな」オーストラリアで、「裕に」暮らすために』

在オーストラリア日本国大使館

参事官 谷 直哉

オーストラリアは、「豊かな」国です。

青々とした海、広大な砂漠に代表される「豊かな」自然、農業・鉱業に代表される「豊かな」産業、一人当たりの GDP が日本の約 1.5 倍という「豊かな」暮らしぶり。

しかし、我々が、「裕に」すなわち、「平和に」暮らすためには、何よりも安全・安心であることが最も重要であることは言うまでもありません。

オーストラリアの治安は、世界の中では比較的良好ではありますが、とはいえ、やはり日本と比べると犯罪発生率が高い地域もあり、また、件数はそれほど多くないもののテロ事件も実際に発生しているなど、十分に注意して生活していただく必要があります。

本セミナーでは、オーストラリアの治安当局の取組や、大使館における治安担当者として当地の治安情勢について感じることなどを紹介しつつ、当地で生活される皆様が引き続き当地で安全・安心に暮らしていくために気をつけていただきたいことについてお話をさせていただきます。

『クライストチャーチ銃撃テロ事件について』

在ニュージーランド日本国大使館

二等書記官 松田 博幸

1 事件概要

- 2019年3月15日、ニュージーランド（以下、NZ）南島クライストチャーチにある2ヶ所のモスクで、銃撃事件が発生。
- 当時、金曜礼拝のためモスクには大勢の人々が集まっており、合わせて51人が死亡。
- 犯人は、犯行時にカメラを取り付けたヘルメットを被り、銃撃の様子をSNS上でライブ配信した。
- 犯人は、白人至上主義の過激思想に染まっていたとみられる。

2 NZにおける銃規制の見直し

- 軍用スタイルのセミオート銃（MS SA）を禁止。
- 銃器をMS SAに改造するための部品等を禁止。
- 既に合法的に流通している上記の銃について、政府による買取りを実施。

3 クライストチャーチ・コール宣言

テロ及び暴力的過激主義的コンテンツをインターネット上から排除することを目指す宣言。NZのアーダーン首相とフランスのマクロン大統領が提唱。2020年5月時点で、参加国・機関は、48か国（日本を含む）+EU+2国際機関。

4 王立委員会の報告書

2020年12月、王立委員会（Royal Commission）が調査報告書を発表。「本銃撃テロ事件の実行犯を公的機関が事前に把握することは難しかった」と結論付けた。アーダーン首相や治安当局幹部は、「治安機関の関心がイスラム系住民の動向等に集中した結果、極右の白人至上主義者等に対する情報収集・分析活動が不十分であった」として謝罪。

5 おわりに

- 本件はNZとしては未曾有のテロ事件であり、その社会的影響は計り知れない。
- 銃規制は強化されたものの、一般的なレバーアクションのライフル等は依然として国内に多く流通している。
- NZの治安は良好ではあるが、平素から安全に関する意識を高く持つことが肝要。

■終わりに

『日本における反社会的勢力排除の現状』

全国暴力追放運動推進センター
専務理事 田中 法昌

海外でお越しの皆さんに、最近の反社会的勢力排除の進展状況についてお話しします。
ポイントは二つです。

① 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」平成19年6月

- 基本原則
- ・取引を含めた一切の関係遮断
通常必要と思われる注意を払う
 - ・不当要求は拒絶～裏取引や資金提供の禁止

- 対応要領
- ・不当要求防止責任者、反社会的勢力対応部署の設置
 - ・警察、暴追センター、弁護士との平素からの連携
 - ・データベースの構築→全国の暴追センター
 - ・暴力団排除条項の導入→契約書
 - ・相手方が反社会的勢力と疑いが生じた時点で関係解消

② 暴力団排除条例の全国施行（平成22年～23年）

内容：事業者が暴力団の活動を助長し、運営に資することとなる資金提供を禁止、契約時に暴力団関係者でないことを確認、解除特約

全企業（全都道府県民）が対象です。

銀行、証券、保険、建設・土木、カード・信販などの業界が先行しているが、どの業種、企業も「反社会的勢力との癒着」が致命傷となりうる。

*暴追センター～データベースの提供、相談対応、支援

最後に：山口組の分裂

■関係者プロフィール

特別講演

阿南英明

(神奈川県健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策統括官)
(藤沢市民病院副院長)

1965年生まれ。新潟大学医学部医学科卒業。藤沢市民病院初期研修、横浜市立大学救命救急センター、藤沢市民病院救急部などを経て、2012年に藤沢市民病院救命救急センター長・救急科部長となり、2019年4月から同院副院長。2020年4月に神奈川県健康医療局技監（医療危機対策統括官）に就任。東京医科歯科大学医学部臨床教授、福島県立医科大学医学部非常勤講師。日本救急医学会救急科専門医・指導医、日本救急医学会評議員、米国内科専門医会・内科学会（ACP）正会員、日本災害医学会評議員、日本内科学会総合内科専門医・指導医など。医学博士。

パネリスト

小島俊郎

(株式会社共同通信デジタル 執行役員 リスク対策総合研究所長・一般社団法人海外邦人安全協会 副会長・新東工業(株) 監査役)

1953年生まれ。1977年早大卒、日立製作所入社。1999年社長室部長、2013年リスクマネジメント・ダイレクター。2014年日立退社、共同通信デジタル入社。2016年新東工業監査役を兼務。政府関連で2013年アルジェリア人質事件を受けた有識者懇談会委員、2015年内閣官房政策調査員、2016年国際協力事業諮問委員会委員。2017年 平成29年度外務大臣表彰受賞。2020年（公財）公共政策調査会客員研究員。民間組織で（一社）危機管理情報共有基盤理事、PHP 危機管理シミュレーション研究会委員、JMA ビジネス・リスクマネジメント推進運営委員会副委員長、日本工業技術振興協会危機管理ネットワークシステム研究会委員ほか。

書籍等、「現代危機管理論」（立花書房）、「浮き足立ち症候群／危機の正体21」（講談社）、「構想日本・第2巻／現代の世直し」（水曜社）、「日本企業の危機管理体制とリーダーシップ」（大阪国際大学 国際関係研究所）、「新たな脅威とのたたかい」（PHP・危機管理シミュレーション研究会）、「新型インフルエンザの脅威」（DVD）（国立感染症研究所監修）ほか。

パネリスト

岩田 康弘

(警察庁警備局外事情報部国際テロリズム情報官)

1975年生まれ。京都大学法学部卒。2000年警察庁採用、千葉県警察本部公安第三課課長、警察庁警備局外事情報部外事課課長補佐、警察庁長官官房総務課サイバー参事官室課長補佐、在イタリア大使館一等書記官、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長などを経て、2020年12月から現職。

パネリスト

中山 卓映

(警察庁長官官房調査官)

1979年生まれ。東京大学法学部卒。2002年警察庁採用、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課長、財務省主計局主査、在フィリピン日本国大使館一等書記官などを経て、2019年8月から現職。

パネリスト

井草 俊之

(警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団排除対策官)

1974年生まれ。慶應義塾大学法学部法律学科卒。1999年司法試験合格。2001年検事に任官し、東京地検検事、高松地検検事、横浜地検横須賀支部検事、弁護士職務経験等を経て、2019年8月から現職。

パネリスト

石丸 淳

(外務省領事局邦人テロ対策室長 兼 経済局官民連携推進室日本企業海外安全対策特別専門官)

1975年生まれ。東京大学教養学部卒業後、1999年外務省入省。総合外交政策局国連政策課、総合外交政策局企画課、在オーストリア日本国大使館一等書記官、総合外交政策局国際平和協力室首席事務官、アフリカ部アフリカ第一課首席事務官、国際協力局国別開発協力第二課首席事務官、国際協力局国別開発協力第一課首席事務官、内閣府情報保全監察室参事官を経て、2020年8月から現職。

パネリスト

谷 直 哉

(在オーストラリア日本国大使館参事官)

1978年生まれ。東京大学法学部卒。2001年警察庁採用。熊本県警察本部捜査第二課長、千葉県警察本部捜査第二課長、内閣法制局第一部参事官補、警察庁長官官房国際課理事官などを経て、2018年7月から現職。

パネリスト

松 田 博 幸

(在ニュージーランド日本国大使館二等書記官兼警備対策官)

1978年生まれ。2002年愛媛県警察官拝命。同県警の警察署や本部で主に警備部門を担当し、2018年から現職。

コーディネーター

板 橋 功

(公益財団法人公共政策調査会研究センター長)

1959年生まれ。1987年、慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程修了後、社会工学研究所に入所。1992年公共政策調査会へ、研究室長を経て2015年7月から現職。外務省国際協力事業安全対策会議諮問委員、長崎大学高度安全実験（BSL-4）施設整備に関する専門家会議委員、国土交通省航空局保安検査に関する有識者会議委員、武蔵野大学客員教授、国土館大学非常勤講師。これまでに防衛大学校非常勤講師、早稲田大学客員研究員、東京工業大学非常勤講師、原子力委員会専門委員、原子力規制委員会核セキュリティに関する検討会委員、国土交通省先進的警備システム実証実験評価会議座長、同自動車分野におけるテロ対策検討会座長などを歴任。一貫してテロリズム・組織犯罪、企業の安全対策、危機管理関係の研究に従事。2018年7月外務大臣表彰受賞。

著書は、『危機管理入門』（共著：オーエス出版1991年）、『テロ対策入門』（共著：亜紀書房2006年）、『自由と安全』（共著：尚学社2009年）、『社会の安全と法』（共著：立花書房2013年）、『現代危機管理論 -現代の危機の諸相と対策-』（共著：立花書房2017年）他。

米田 壯

(公益財団法人公共政策調査会理事長)

1952年生まれ。1976年、東京大学法学部卒業後、警察庁入庁。警察庁交通局交通規制課長、和歌山県警察本部長、警察庁刑事局暴力団対策部暴力団対策第一課長、警察庁長官官房会計課長、警視庁刑事部長、京都府警察本部長、警察庁刑事局組織犯罪対策部長、警察庁刑事局長、警察庁長官官房長、警察庁次長などを歴任。2013年1月から2015年1月まで第24代警察庁長官。退官後、2015年4月から東京海上日動火災保険株式会社顧問、2015年6月から株式会社日本取引所グループ社外取締役、2017年6月から丸紅株式会社社外監査役、2020年10月から公益財団法人公共政策調査会理事長。

田中 法昌

(公益財団法人全国防犯協会連合会専務理事、全国暴力追放運動推進センター専務理事)

1956年生まれ。1980年、東京大学法学部卒業後、警察庁入庁。内閣内政審議室参事官(治安担当)、慶応大学総合政策学部教授、福岡県警察本部長、警察庁生活安全局審議官、大阪府警察本部長などを歴任。2014年退官後、公益財団法人全国防犯協会連合会専務理事、全国暴力追放運動推進センター専務理事、犯罪被害救援基金評議員。

中崎 和博

(公益財団法人全国防犯協会連合会理事、事務局長、全国暴力追放運動推進センター部長)

1954年生まれ。1977年、高崎経済大学経済学部卒業後青森県警察官拝命。1985年、警察庁採用後、国家公安委員会会務官室理事官、中部管区警察局総務監察部長、警察大学校教官教養部長等を歴任。2015年に警察庁退職後、公益財団法人全国防犯協会連合会事務局長、暴排部長(全国暴力追放運動推進センター担当)。

